

3月1日～7日 春の火災予防運動

おうち時間 家族で点検 火の始末

問い合わせ先／消防本部予防課予防査察係 ☎51-0352

春は空気が乾燥し、風の強い日も多く、火災が発生しやすくなります。皆さんの尊い命や財産を守るため、火災予防に取り組みましょう。

市内の火災発生状況（令和3年1月～12月）

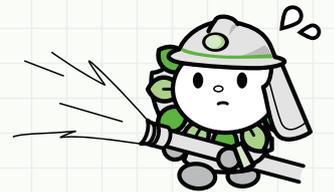
区分	出火件数(件)	火災種別				死者(人)	負傷者(人)
		建物(件)	車両(件)	林野(件)	その他(件)		
令和3年	15	11	0	1	3	0	1
前年比	△5	△2	△3	1	△1	0	△1

主な出火原因

- たばこ(3件) ●電灯・電話の配線(3件)
- 火遊び(2件)
- ※原因不明・その他を除く

火災件数は、昨年より5件減り、15件となっています。たばこによる火災が多く発生しているため、火の始末は確実にを行い、寝たばこは絶対にしないなど、しっかり対策しましょう。

火災発生場所などの
問い合わせ
☎54-7745



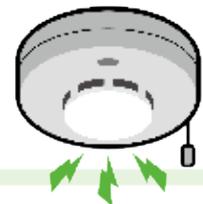
住宅用火災警報器

市では、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置を義務付けており、機器の寿命の目安は10年です。設置義務化から10年以上が経過していますので、定期的な作動確認に加え、古くなった場合は交換しましょう。詳細はお問い合わせ下さい。

・ひもを引く・ボタンを押す



音が鳴れば正常



消防職員による 取り付け支援

住宅用火災警報器の取り付けや取り換えが困難な方を対象に消防職員による取り付け支援をしています。

住宅用火災警報器などの給付事業

高齢者や障がいのあるかたに、住宅用火災警報器などを給付しています。
※いずれも所得に応じて負担あり

対象者・問い合わせ先

- 65歳以上の一人暮らしのかた・・・市役所長寿課長寿支援係 ☎76-8143
- 障がい等級2級以上の身体・精神障がい者、A・B判定の知的障がい者・難病患者で火災発生の感知・避難が困難なかたのみの世帯など
・・・市役所福祉課障がい福祉係 ☎76-8142

消火器の使い方を確認しておこう

火災被害を小さくするためには、消火器による初期消火が重要です。



悪徳訪問販売・点検にご注意

- 自宅に任意で設置した消火器の点検・交換義務はありません
- 安易に契約書に署名・押印せず、怪しいと思ったらはっきりと断りましょう

学生・社会人・女性も活躍中! 市消防団員を募集しています

地域の安全を守るために必要な消防団員を募集しています。日頃は災害に備えて訓練に励み、災害が発生したときには消火活動などを行います。

申し込み方法 電話で

申し込み・問い合わせ先

消防本部消防総務課人事教養係
☎51-0861